

計量法関係法令に基づく手続等における旧氏の併記の取扱いについて

令和8年3月31日

経済産業省イノベーション・環境局計量行政室

計量法（平成4年法律第51号）及び計量法関係法令等に基づく手続等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第12号に規定する手続等をいう。以下同じ。）に係る氏名の記載について、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の取扱いは下記のとおりといたします。

記

1. 手続等において、旧氏の記載を希望する者は、旧氏を併記することができます。
2. 旧氏の併記に当たっては、氏名の記載において、戸籍上の氏に加えて括弧書きで旧氏を記載してください。
3. 手続等において、本人確認のため氏名を証明する公的な書類の提出等が求められている場合は、旧氏の併記に当たっては、併せて旧氏を証明する公的な書類の提出等をしてください。

以上